

一般募金助成決定後手続等について

- 1 助成金交付請求書（様式10号）の提出
 - （1）請求書の記載
金額の欄は、交付決定額と同額を記入してください。
 - （2）請求金額の確認
見積書は、助成申請書提出の際に提出されていますが、再度の見積りで事業費が減少となる場合は、助成割合の基準内かどうかの確認をお願いします。
 - （3）振込先
口座名義には、必ず「フリガナ」を書いてください。

- 2 送金後の手続き
 - （1）助成金の送金に当たっては、事前に送金予定日を記載した文書を郵送しますので、ご確認をお願いします。もし、入金になっていない場合は、直ちにご連絡ください。
 - （2）入金を確認できましたら、速やかに領収書（指定様式あり）を送付ください。

- 3 事業完了報告書（様式11号）の提出
 - （1）事業が完了後、事業完了報告書に必要事項を記入し、提出書類一覧表に記載している一連の添付書類とともに、提出してください。
 - （2）正当な理由がないにもかかわらず、完了報告書の提出が著しく遅れた場合は、助成基準の欠格要件の「委員会の資料提供等の求めに対し、的確かつ適正に応じないもの」に該当するものとして、今後の助成申請は遠慮していただくことになります。

- 4 共同募金の助成事業であることの明示
 - （1）助成対象となっている団体等は、別紙「共同募金助成の表示と広報について」に基づき、助成事業実施時や広報紙等で、共同募金会からの助成を受けていることを明示・周知してください。
 - （2）「事業完了報告書」提出の際に、助成事業の明示した広報誌などを添付していただくなど助成表示の実施報告をお願いします。

（裏面あり）

5 ありがとうメッセージ（様式11-2）の提出

（1）メッセージについて

被助成者（主に利用者）からの声を自由にご記入ください。

（2）写真について

共同募金助成を活用して事業を実施・活動しているカラー写真（集合記念写真は好ましくありません）を、メッセージの写真貼付の枠内に貼付してください。できなければ、別紙に貼付してください。

ありがとうメッセージ及び貼付写真は香川県共同募金会、高松市共同募金委員会等のホームページや広報誌などの広報活動に利用させていただく場合がありますので、ご了承ください。

なお、ご提出いただく写真につきましては、あらかじめ被撮影者の了解を得るか、または後ろ姿で撮影するなど、ご配慮をお願いします。